七　数理計算上の計算基礎に関する次に掲げる事項
イ　割引率
ロ　長期期待運用収益率
ハ　その他
八　その他の退職給付に関する事項
2　前項第二号ヘ、第三号ホ及び第五号ヘに掲げる項目に属する項目については、その金額に重要性が乏しいと認められる場合を除き、当該項目を示す名称を付して掲記しなければならない。

第四十二条を第四十四条とし、第四十一条第二項第三号イ中「第三十九条第一項第一号」を「第四十一条第一項第一号」に、同号ロ中「第三十九条第一項第六号」を「第四十一条第一項第六号」に改め、同条を第四十三条とし、第四十条を第四十二条とし、第三十九条を第四十一条とし、第三十八条の次に次の二条を加える。

（有価証券）

第三十九条　法第四十五条第一号に規定する総務省令で定める有価証券は、特別の法律により法人の発行する債券（同号に規定する政府保証債を除く。）とする。

（金融機関）

第四十条　法第四十五条第二号に規定する総務省令で定める金融機関は、次のとおりとする。
一　農業協同組合及び農業協同組合連合会
二　漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
三　信用協同組合及び信用協同組合連合会
四　信用金庫及び信金中央金庫
五　労働金庫及び労働金庫連合会
六　農林中央金庫
七　株式会社商工組合中央金庫

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第四条第二十四項から第三十三項まで及び第十三条の規定は、平成二十五年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

○農林水産省経済産業省令第二号

商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第百十二条第二号の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

別表第二株式会社東京穀物商品取引所の項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第九号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされる同法附則第十一条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）の規定を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

経済産業大臣　茂木　敏充

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二　附則第九条の規定により読み替えて適用される同条の規定によりなおその効力を有することとされる附則第八条の規定による廃止前の旧特別措置法施行規則第三条第二項の経済産業大臣が定める量が変更された場合には、電気事業者は、遅滞なく、法附則第十二条の規定により読み替えて適用される同条の規定によりなおその効力を有することとされる法附則第十一条の規定による廃止前の電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法第四条第一項の経過措置利用量を変更し、当該変更後の経過措置利用量を経済産業大臣に届け出なければならない。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。